



平成 18・04・27 製局第 3 号  
国 総 施 第 16-2 号  
国 自 審 第 157 号  
環水大自発第 060501001 号  
平成 18 年 5 月 1 日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

経済産業省製造産業局長



国土交通省総合政策局長



国土交通省自動車交通局長



環境省水・大気環境局長



### 特定原動機型式指定実施要領について

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく特定原動機の型式指定について、申請者の利便性を考慮するとともに、型式指定事務の適切、かつ、能率的な実施を図るため、別添のとおり「特定原動機型式指定実施要領」を定めたので、貴傘下会員に周知徹底方お願いします。